

船橋市有料公園施設、総合体育館、武道センター及び運動広場における  
電子情報処理組織を使用した申請の許可書の様式を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市運動公園等管理規則（昭和54年船橋市教育委員会規則第11号。以下「運動公園等管理規則」という。）第6条第3項、船橋市総合体育館条例施行規則（平成17年船橋市教育委員会規則第11号。以下「総合体育館条例施行規則」という。）第6条第3項、船橋市武道センター条例施行規則（平成17年船橋市教育委員会規則第12号。以下「武道センター条例施行規則」という。）第6条第3項及び船橋市運動広場条例施行規則（平成28年船橋市教育委員会規則第8号。以下「運動広場条例施行規則」という。）第5条第3項に基づき、船橋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年船橋市条例第3号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用した申請の許可書の様式について、必要な事項を定めるものとする。

(電子情報処理組織を使用した申請の許可書の様式)

第2条 前条に定める様式は、次のとおりとする。

- (1) 運動公園等管理規則第2条第1項に規定する有料公園施設及び運動広場の専用使用の許可書の様式は、第1号様式とする。
- (2) 運動公園等管理規則第3条第1項に規定する指定管理有料公園施設、総合体育館及び武道センターの専用利用の許可書の様式は、第2号様式とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号の規定は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

第1号様式

使用許可書

年 月 日

様

利用者番号

船橋市教育委員会教育長

の使用の可否について、次のとおり決定したので通知します。

1. 許可します。

催し物名				使用目的		
使用日	開始	終了	施設名	人数	基本料金 (円)	
				小計		

2. 許可しません。

理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に教育委員会に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、教育委員会となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

施設 (円)	基本料金	
	施設料金 合計	
設備 (円)	基本料金	
	設備料金 合計	
合計 (円)	施設設備 合計	
	消費税	
	使用料金 合計	

第2号様式

利用許可書

年 月 日

様

利用者番号

指定管理者

の利用の可否について、次のとおり決定したので通知します。

1. 許可します。

催し物名				利用目的		
利用日	開始	終了	施設名	人数	基本料金 (円)	
				小計		
<p><input type="checkbox"/>2. 許可しません。</p> <p>理由</p> <p>この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に教育委員会に対して、審査請求をすることができます。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。</p>				施設 (円)	基本料金	
				施設 (円)	施設料金 合計	
				設備 (円)	基本料金	
				設備 (円)	設備料金 合計	
				合計 (円)	施設設備 合計	
消費税						
利用料金 合計						